

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の
委託に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大口町（以下「甲」という。）と丹羽広域事務組合（以下「乙」という。）との間に公共下水道等使用料の徴収事務の委託について必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 甲は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

- (1) 公共下水道使用料及び農業集落家庭排水使用料（以下「使用料」という。）の算定に関する事務
- (2) 使用料の納入通知に関する事務
- (3) 使用料の収納に関する事務
- (4) その他使用料に関する事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、大口町下水道条例（平成5年大口町条例第30号）及び大口町下水道条例施行規則（平成5年大口町規則第30号）又は大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成2年大口町条例第12号）及び大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する規則（平成2年大口町規則第9号）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び支払いの時期は、甲及び乙が協議して別に定める。

(収入及び支出の経理)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、経理を明確にしておくものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第6条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、その旨をあらかじめ相手方に通知しなければならない。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この規約の有効期間は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までとする。ただし、期間満了の日の6月前までに双方別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務
の委託に関する規約」の実施細則

大口町（以下「甲」という。）と丹羽広域事務組合（以下「乙」という。）は、「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約」（以下「規約」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり実施細則（以下「細則」という。）を定める。

（排出量の算定）

第1条 規約第2条第1号に規定する使用料の算定に関する事務のうち、大口町下水道条例（平成5年大口町条例第30号。以下「下水道条例」という。）第18条第2項第2号から第4号まで及び大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する規則（平成2年大口町規則第9号。以下「集落排水規則」という。）第7条第2項に規定する排出量の算定は、甲において行い、乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、規約第2条第2号に規定する使用料の納入通知に関する事務を行うものとする。

（使用料の減免）

第2条 公共下水道使用料又は農業集落家庭排水使用料（以下「使用料」という。）の減免については、大口町下水道条例施行規則（平成5年大口町規則第30号。以下「下水道規則」という。）第20条第1項各号又は集落排水規則第8条第1項各号のいずれかに該当し、甲が減免の措置を講ずるものとして乙に通知したときは、乙において行うものとする。

（使用料の還付）

第3条 乙は、使用料の過誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく還付しなければならない。

（使用料の収納）

第4条 規約第2条第3号に規定する使用料の収納に関する事務には、督促、催告及び滞納整理を含むものとする。ただし、未収金については、納期限2年経過後

にその事務を甲に移管するものとする。

(届出内容の通知)

第5条 甲は、下水道規則第11条に規定する公共下水道使用届又は集落排水規則第6条に規定する排水施設使用届の提出があったときは、直ちに当該届出の内容を乙に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 規約第4条に規定する経費の額は、固定経費及び徴収事務手数料とする。

(固定経費)

第7条 使用料の徴収事務の受託に伴い必要となる固定経費は、平成24年度から平成26年度まで175万円とし、以後、甲及び乙は、5年毎に当該固定経費の見直しを行うものとする。

2 乙は、前項の経費を第1期の使用料の納期に請求し、甲は、請求があった日から30日以内に乙に支払うものとする。

(徴収事務手数料)

第8条 徴収事務手数料の1件当たりの単価は平成24年7月1日から平成26年10月31日まで188円とする。

2 前項の単価の積算は、上水道使用料徴収業務に必要な人件費及び業務費の前々年度決算数値を基礎とし、上水道並びに公共下水道及び農業集落家庭排水（以下「下水道等」という。）の調定件数に対する下水道等調定件数の比率を乗じて、下水道等年間調定件数で除したものを2事業で割り算出し、算出した単価に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、平成24年7月1日から平成26年10月31日までは、料金システム機器にかかる経費は、その期間の見込み数値を使用する。

3 乙は、第1項の単価に納期毎の調定件数を乗じて得た金額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を各納期に請求し、甲は、請求があった日から30日以内に乙に支払うものとする。

4 徴収事務手数料は、前条と同時期に見直しを行うものとする。

(システム保守)

第9条 平成24年7月1日から平成26年10月31日までの間に、甲のシステム機器の保守契約ができなくなり不具合が生じたときは、甲と乙が協議し、乙により解消する。

(システムの変更)

第10条 システムの変更を行う場合は、甲及び乙が協議の上変更するものとし、経費については、原則として原因者負担とする。

(使用料の納入)

第11条 乙は、毎月末までに収納した使用料を翌月の20日までに甲が指定する口座に納入するものとする。

(執行状況の通知)

第12条 乙は、委託事務の管理及び執行の状況を次に掲げる書類により、甲に通知するものとする。

- (1) 使用料算定額及び収入実績(収入状況月報)
- (2) 未納等残高表(月報)
- (3) その他使用料徴収実績に関する書類

(個人情報の取扱)

第13条 甲及び乙は、情報の共有化に伴う個人情報の取扱いについて、甲においては丹羽広域事務組合個人情報保護条例(平成18年丹羽広域事務組合条例第1号)の、乙においては大口町個人情報保護条例(平成16年大口町条例第17号)の規定に基づき、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害の負担)

第14条 乙は、委託事務の管理及び執行に当たり、甲に損害を与えたときは、その損害を負担する。ただし、その損害の発生につき、乙が善良な管理者の注意を怠らなかったときは、この限りでない。

(別段の意思表示)

第15条 規約附則に定める別段の意思表示は、文書により行うものとする。

(協議事項)

第16条 この細則に定めるもののほか、規約の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則（平成24年3月26日大口町告示第50号）

この細則は、平成24年7月1日から施行する。

別記（第13条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 この細則による事務の実施に当たっては、甲においては、丹羽広域事務組合個人情報保護条例（平成18年丹羽広域事務組合条例第1号）の、乙においては、大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）の規定に準拠し、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識して、個人の権利利益を侵害することのないよう取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密保持義務）

第2条 甲及び乙は、相手方から提供された本件事務に関する個人情報（以下「提供された個人情報」という。）を漏えいしてはならない。この細則が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 甲及び乙は、秘密情報を相手方に提供する場合は、秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記して行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、提供された個人情報をその目的以外に使用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 甲及び乙は、提供された個人情報を第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の制限）

第5条 甲及び乙は、提供された個人情報を書面による相手方の許可がない限り、複製又は改変してはならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、甲から受託した事務を再委託してはならない。

（個人情報の返還）

第7条 甲及び乙は、提供された個人情報を本件事務の終了後、速やかに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査、検査等)

第8条 甲及び乙は、この細則に係る事務を処理するために取り扱っている個人情報
の状況について、必要に応じて調査、検査又は報告を求めることができる。

(事故発生時等における報告)

第9条 甲及び乙は、この細則に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあるこ
とを知ったときは、速やかに相手方に報告し、指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により、委託事務の処理に関し相
手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。